

平成二十七年九月十一日受領
答弁第四〇二二号

内閣衆質一八九第四〇二号

平成二十七年九月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が
成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する再質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年七月二十一日内閣衆質一八九第三二六号）一についてでお答えしたとおりである。

二について

平成二十七年九月二日に北海道知事から受けた対策の要望の内容も踏まえ、関係府省が連携して具体的な対策を検討しているところである。